

三島市内指定居宅介護支援事業所様へ

令和6年4月からの指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

介護保険法改正により、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなります。

指定を希望される場合には、以下の注意事項を必ず確認の上、介護保険課へ申請してください。

<指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて>

要支援者のプランは、予防給付を含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があります。今回、新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援のみ」です。

なお、今までどおり、指定を受けずに指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメント双方につき、地域包括支援センターからの委託を受けることは可能です。

<指定介護予防支援事業の指定対象拡充に伴う Q&A>

問1 現在予防給付を利用している要支援者について、令和6年4月以降介護予防サービス計画作成事業所はどのような取扱いとなるか。
--

(答) 現行利用者については、指定介護予防支援に係る契約主体が地域包括支援センターのため、原則としては引き続き地域包括支援センターが、直接又は委託により介護予防サービス計画を作成することとなります。

ただし、指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受けることにより、利用者にとって契約先の選択肢が拡大されることを踏まえ、制度改正の趣旨を説明のうえ、利用者が希望する場合は契約事業所を変更のうえ、指定を受けた指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）による予防給付を実施することとなります。

なお、指定介護予防支援の指定を受けていない指定居宅介護支援事業所につきましては、引き続き地域包括支援センターからの委託により介護予防サービス計画の作成を行います。

問2 今回の指定対象拡充により、総合事業（訪問型・通所型サービス）のみを利用する方の介護予防ケアマネジメントについてはどのような取扱いとなるか。

（答）介護予防ケアマネジメントについては、引き続き介護予防サービス計画を地域包括支援センターが直接作成するか、地域包括支援センターからの委託により居宅介護支援事業所が作成することとなります。

問3 指定介護予防支援の指定を受けた事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて指定介護予防支援を行うことは可能か。

（答）可能です。介護予防ケアマネジメントは、引き続き地域包括支援センターが契約者となります。例えば、総合事業（訪問型・通所型サービス）の利用が主体の利用者で、予防給付（介護予防通所リハビリテーションや介護予防福祉用具貸与等）の利用が一時的であることにより、計画作成事業所が利用実績により頻繁に介護予防ケアマネジメント（総合事業のみ利用）と介護予防支援（予防給付＋総合事業）との間を行き来する可能性が高いケース等が想定されます。

※令和6年1月23日付三健地第424号通知は廃止。

問4 指定を受けた指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業所）と契約していた利用者において、予防給付と総合事業を利用していたが、特定の月に予防給付の利用実績がなかった場合、介護予防支援費の請求を行うことができないが、この場合、どのような取扱いとなるか。

（答）特定の月に、介護予防サービス計画に位置付けていた予防給付（例：介護予防通所リハビリテーションや介護予防福祉用具貸与等）の利用が、何らかの事由により利用に至らず、総合事業（訪問型・通所型サービス）のみの利用となった場合は、介護予防支援の算定は行われず、介護予防ケアマネジメントとして地域包括支援センターからの委託料が支払われることとなります。

この場合、当該月に限り、介護予防サービス計画作成事業所が変更する取扱いとなりますので、地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントに係る契約を利用者で行い、介護保険課に事業所名を「地域包括支援センター」と記載し「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出することとなります。

また、翌月に再度予防給付の利用をする場合は、指定介護予防支援事業所として再度当該事業所名を記載のうえ「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を介護保険課に提出願います。

利用者との契約についても、その都度再度締結をしていただきます。

「初回加算」については、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2か月以上、

当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を提供されておらず、介護予防支援が算定されていない場合において、算定されます。

「委託連携加算」については、地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合に、当該委託を開始した日の属する月に限り、算定されます。

問5 介護予防サービス計画の作成事業所を変更する場合、介護予防サービス計画を再度作成しなおす必要があるか。

(答) 作成していただきます。計画の新規プランのプロセスをふまえ実施してください。

※煩雑な業務となりますが、当面、上記取扱いと致します。今後、国通知や他市町動向等を踏まえ、必要に応じ修正を行います。

問い合わせ

三島市長寿政策課 地域包括支援係

電話055-983-2689